

政府からのお知らせ



被災農林水産業者の皆さまへ 無利子、無担保・無保証人で資金を借りられます

東日本大震災で被災された農林水産業者の方々には、一定期間、**実質無利子、無担保・無保証人**で融資が受けられるよう、国が支援しています。

農業者の方々

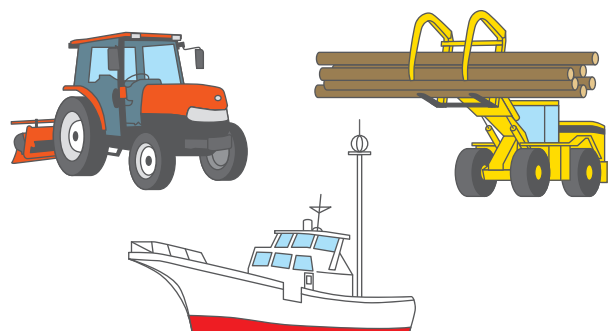
- 農業用施設・機械の改修・導入、中長期の運転資金などのための資金の融資
- 無利子期間: 最長18年間(融資期限最長28年、据置期間最長13年)

林業者の方々 (林業を併せ営む木材産業者、森林組合含む)

- 森林・林道・林業施設などの復旧、中長期の運転資金のための資金の融資
- 無利子期間: 最長15年間

水産業者の方々 (水産加工業者、漁協含む)

- 中長期の運転資金、漁船の建造・取得、加工場の再建などのための資金の融資
- 無利子期間: 最長18年間(融資期限最長23年、据置期間最長6年)



お問い合わせ先

●日本公庫資金を中心とした資金の問い合わせについて

日本政策金融公庫本店 **フリーダイヤル 0120-154-505** (月～金 9:00～19:00)

盛岡支店(農林水産事業部) TEL **019-653-5121** (月～金 9:00～17:00)

仙台支店(農林水産事業部) TEL **022-221-2331** (月～金 9:00～17:00)

福島支店(農林水産事業部) TEL **024-521-3328** (月～金 9:00～17:00)

●融資制度の詳細について

(農業)農林水産省経営局金融調整課

TEL **03-3501-3726** FAX **03-3502-8081**

(林業)林野庁林政部企画課

TEL **03-3502-8037** FAX **03-3593-9564**

(水産業)水産庁漁政部水産経営課

TEL **03-6744-2347** FAX **03-3591-1180**

●その他問い合わせ先について…最寄の金融機関(農漁協、銀行、信金など)

※上記の国の支援策のほか、地方自治体などが別途支援策を提供している場合があります。

事業主の皆さまへ 雇用を助成金で支援いたします

被災された方を雇用する場合

●被災者雇用開発助成金

- ① 震災で離職された方や被災地域に居住する方を
- ② ハローワークなどの紹介により
- ③ 継続して1年以上雇用する予定で雇い入れた場合

50万円を支給
(中小企業は)
90万円

※以下のケースでは、支給額が上乗せされます。

- ① 対象となる方を10人以上雇い入れ、
- ② 継続して1年以上雇い入れた場合、その時点で

追加で
50万円を支給
(中小企業は)
90万円

若者を雇用する場合

「被災された方で、卒業後3年以内の既卒者」に限定した求人をハローワークに提出し、対象者を採用した事業主に対し、以下の場合に助成金が支給されます。

●3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金

- ① 大学等※1の既卒者※2を、
- ② 正規雇用して6か月定着した場合

一人につき120万円を支給
(1事業所で最大10人まで)

●3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

- ① 大学等、高校、中学の既卒者を、
- ② まず有期雇用(原則3か月)で雇い入れ、
- ③ その後正規雇用で雇い入れた場合

一人につき
有期雇用期間: 月10万円
正規雇用3か月後: 60万円
を支給

※1 大学、大学院、短大、高専および専修学校など。

※2 平成24年度においては、
平成22年3月以降に卒業された方が対象

お問い合わせ先

お近くのハローワークまたは新設応援ハローワーク

